**外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業実施要綱**

**１ 目的**

経済連携協定に基づき入国する外国人介護福祉士候補者（以下「候補者」という。）が円滑に就労・研修できるように、候補者を受け入れた個々の施設（以下「受入施設」という。）における日本語学習および介護分野の専門学習の支援を行う。

**２ 実施主体**

実施主体は経済連携協定（EPA）に基づき入国する外国人介護福祉士候補者の受入施設とする。ただし、事業の一部を委託することができる。

**３ 事業内容**

受入れ施設における次に掲げる経費を助成する。

（１）就労中の外国人介護福祉士候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）および学習環境の整備に要する経費

（２）就労中の外国人介護福祉士候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

（３）外国人介護福祉士候補者の研修を担当する者の活動に要する経費

**４　留意事項**

（１）受入施設において、候補者の日本語および介護分野の専門知識等の取得状況に応じた研修（学習）計画等が策定されていること。

（２）本事業の実施に携わる者は、候補者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならないこと。

（３）３（２）の喀痰吸引等研修の受講に要する経費については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第１号イに規定する第一号研修または同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実地研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

また、当該経費に係る補助金の交付については、外国人介護福祉士候補者１人当たり、日本での滞在期間中１回までとする。

（４）事業の実施に要した委託料は、経費の過半を超えないこと。

（５）本要綱に定めるほか、事業の実施にあたり必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

付　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。